

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和 2年 6月30日(火) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 石田 哲治 3番委員 大平 雅義 4番委員 岸野 重幸 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 8番委員 中川 敏明 9番委員 増井 孝重 10番委員 武市 慧治 11番委員 松浦 義幸 12番委員 板東美佐緒 13番委員 高畠 元治 14番委員 兼田 博行 15番委員 住友 勇 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 野口 芳久 18番委員 政岡 茂</p>
5 欠席者	<農業委員> 2番委員 橋 榮一
6 欠員	なし

<p>7 議 事</p>	<p>議案</p> <p>(1) 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第3号議案 非農地証明願の審議について</p> <p>第4号議案 非農地通知の審議について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について</p> <p>第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和 2年 6月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後3時15分)

議長 ただいまから令和2年6月徳島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員 19名のうち過半を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、2番、橋 榮一委員です。
今回は、現体制での最後の総会となりますので、開会に当たりまして、会長及び職務代理者から一言、御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 (挨拶)

岸本委員 (挨拶)

金沢委員 (挨拶)

議長 ありがとうございました。
それでは議事をすすめます。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、11番・佐々木 永薫委員、19番・市岡 沙織委員にお願いします。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。
では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われれます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後106aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず54aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後71aに至り、譲受人は対象地において、プロッコリーやほうれん草、枝豆の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、営農型発電設備用のため使用貸借によって地上権を設定しようとするものです。設定期間は許可日から2年で、みょうがやカボチャの栽培を行うとのことです。

4番は同時に5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。また、許可日も5条許可と同日になります。

第1号議案は以上4件で、対象地は、田990㎡、畑3,467㎡、計4,457㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、1～3番案件を許可し、4番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については1～3番案件を許可し、4番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当します。譲受人は、病院及び介護老人保険施設を経営しており、所有権移転により露天駐車場に転用し、既存施設の拡張を行うものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人と譲渡人は親子関係になり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。本案件は、営農型太陽光発電設備の2回目の更新となります。昨年までは里芋を栽培していましたが、今年からは、みょうがと万次郎ポチャに変更し、作物が遮光下で育つ根拠データの提出のほか、精通者との営農指導体制を整え、再度の更新申請に至ったものです。過去の実績ですが、収量が地域の平均的な単収の8割を確保できておりませんが、作物変更により改善策も実施しております。このため、更新期間を前回の3年から2年に短くし、申請があったものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、弁当の製造及び販売を営んでおり、新型コロナウイルスの影響による急な需要の増加から、所有権を設定して露天駐車場及び資材置場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場・駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番、3番、4番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は、全4件で地目は、田が2,727.60㎡、畑が4,70㎡で合計2,732.30㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地450㎡、駐車場・資材置場2,273.17㎡、その他施設用地9.13㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月16日の午後1時半より1番案件の地区審査を実施しましたので報告します。参加者は植田委員さん、市岡委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名、事務局2名、転用者側は1名です。

申請地の場所は、吉野川大橋北詰から北東へ約250mに位置し、公共投資の対象となっている農地で、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、既存施設の拡張を行い、露天駐車場に転用するものです。造成については、周囲に擁壁を新設し、既存の駐車場と同レベルまで上質な山土で盛土し、アスファルト舗装を行う計画です。排水については、集水桝を新設し、敷地内の雨水を集め、新設側溝から排水する計画です。また、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして、3～4番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の朝田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

朝田委員 今月18日の午前10時に、3～4番案件の地区審査を実施したので報告します。3番案件の参加者は、私と政岡委員、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請地は、北井上小学校から北東へ約1kmに位置しており、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、支柱を立てて営農を継続する営農型太陽光発電設備の更新です。営農計画についてですが、過去の実績は、乏しい部分もありますが、今年から、新たにミョウガと万次郎カボチャを栽培することを計画し、根拠となるデータや誓約書の提出のほか、現地調査により計画どおり営農されていることを確認しております。

4番案件の参加者は、私と政岡委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請地は、北井上小学校から東へ約1.2kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、所有権を移転し、露天駐車場および資材置場に転用しようとするものです。土地の造成は、道路高まで約30cm盛土し、排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っているとのことです。

結論として、北井上地区の委員は一致して、いずれも問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、2番と4番案件を許可し、1番と3番案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については2番と4番案件を許可し、1番と3番案件を許可相当として議案書のとおり県に諮問すること決定いたしました。

続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、徳島市国府中学校から西へ約1.5kmに位置しており、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、申請人が贈与を受けた昭和58年以降、耕作しておらず、周辺の土地利用者の通行用の道として利用され、非農地化した経緯は不明であるが、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成11年5月30日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第3号議案は以上1件で、対象地は田105㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案、非農地通知の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。

1番の対象地は、徳島市丈六保育所から南に約200mに位置する第2種農地で、5月28日に、地元の委員3名と事務局2名で状況を確認しております。当該地は、もともと1つの地番で、法務局の登記地目が山林となっていますが、農地台帳上は畑として登載されていたものです。土地所有者によりますと、戦後、食料難の時代に山林開墾により畑となりましたが、耕作されなくなり、現況は、人が進入することもできないほど雑木等が繁茂し、周りの山林と同化し、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。●●●は山林の状態から雑木等を伐採し、平地となっていますが、周囲等の状況や申出内容等から、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第4号議案は以上1件で、対象地は畑1,982㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を

議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について御説明させていただきます。議案書5ページを御覧下さい。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。

2番は、令和●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の養子が猶予を受けようとするものです。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。第5号議案は2件で、対象地は田のみ●●●m²となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

藤田主事 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書6ページからを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第6号議案は以上2件で、税務署に報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●m²、畑●●●m²、計●●●m²です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の統税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第7号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員、細川勝義委員、谷川 興一委員に退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書7ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が9件、再設定が45件で合計54件となっており、そのうち、賃貸借権が35件、使用貸借権が19件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～7番が多家良地区・9筆・7件、8～13番が勝占地区・14筆・6件、14番が八万地区・2筆・1件、15～16番が上八万地区・8筆・2件、17～19番が入田地区・3筆・3件、20～22番が不動地区・6筆・3件、23～29番が応神地区・11筆・7件、30～33番が川内地区・7筆・4件、34～37番が国府地区・4筆・4件、南井上地区・11筆・7件、45～54番が北井上地区17筆・10件となっております。

利用権設定については以上で、田51筆55, 821㎡、畑41筆54, 152㎡の合計92筆109, 973㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書13ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく

権利取得の届出です。5件受理しました。

15ページを御覧下さい。2番は、農地法第5条第1の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付です。2件交付しました。

16ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出です。1件受理しました。

17ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出です。6件受理しました。

18ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理です。2件受理しました。

19ページを御覧下さい。6番は、農地の転用制限の例外（法第4条）による届出です。5件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年6月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時30分)